

公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社公式マスコットキャラクター
「カパル」使用許可に関する要綱

令和4年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社（以下「公社」という。）公式マスコットキャラクター「カパル」（以下「カパル」という。）使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象)

第2条 使用の対象は、カパルのイラスト、着ぐるみ画像、その他カパル肖像（以下「対象物」という。）に関連するものとする。

(使用許可の申請)

第3条 前条の対象物の使用を希望する者は、使用の1か月前までに、「公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社公式マスコットキャラクター「カパル」使用許可申請書（様式第1号）」（以下「申請書」という。）を公社理事長（以下「理事長」という。）に提出し、その使用許可を受けなければならない。

2 志木市及び志木市教育委員会が公用で使用する場合は原則許可するものとし、使用の状況について四半期ごとに、「志木市及び志木市教育委員会「カパル」使用申請取りまとめ台帳（様式第2号）」により報告するものとする。ただし、二次加工や改変をする際には、事前に公社に確認を取らなければならない。

(使用の許可)

第4条 理事長は、前条により申請のあった者に対し、「公式マスコットキャラクター「カパル」使用許可書」（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 前条第2項の規定により申請する場合は、申請書の提出をもって使用の許可をしたものとみなし、許可書の交付は省略するものとする。

(使用許可の取消)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すものとする。

- (1) 申請内容と異なる使用の場合。
- (2) 申請内容に変更があった場合（速やかに変更を申請する）。
- (3) その他、理事長が使用について不適當であると認めるとき。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は公社が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

